

技術指針改正についてH25. 7. 17滋賀県環境影響評価審査会において
委員より頂いたご意見と対応方針（案）

分類	ご意見	対応方針（案）
事業の 複数案	複数案を設定しづらいと考えられるケースもあるので、何か工夫が必要。	今回の制度改正は、平成24年10月の滋賀県環境審議会の答申に即し、環境影響評価法改正の趣旨や、県の制度と国の制度との整合性に留意して進めています。 複数案の設定についても国の制度に整合するよう、当該事業の「位置」だけでなく、規模や建造物等の構造・配置も対象とすることとしています。また、複数案の設定をしない場合は、その理由を明らかにすることを規定する予定です。
	例示の洪水対策事業には、他にも下水道整備やため池の活用も考えられる。ゼロオプションの運用には事業実施に関連する行政部局間で積極的な情報共有が必要。	アセス制度の円滑な実施を図るため、関係部局間での情報共有や意見調整を行う場として庁内連絡調整会議を設置しており、新たな配慮書手続きにおいても、この活用により各部局の意見等を事業者へ伝達し、事業者が検討に反映できるよう努めていきます。
自然環境 のまとまりの場	風景的なものを含めて田園地帯や里山、奥山などを分断しないことが重要な課題であり、そうした配慮も必要。	「自然環境のまとまりの場」は、環境要素区分の一つである「生態系」について、まとまって存在する保全上重要な自然環境を「場」として捉え、計画の早期の段階で事業の実施による影響の程度を把握することにより、重大な環境影響の回避、低減を図るものです。 「場」の内容については、国の制度の整合性を図るため、環境影響評価法に基づく基本的事項に即して例示として示しますが、当県の地域特性を加味して記載したいと考えています。 この結果、「里地・里山」や「都市において現に存する樹林地」等を例示するなど、琵琶湖の自然環境に偏らない表現になるものと考えています。 （資料3-2、第6(3)参照） また、例えば、里地と奥山の分断が、こうした重要な生態系に及ぼす影響として看過できないと考えられる場合は、影響予測や評価の対象となるものと考えています。
	（資料では）自然林等とあるが、自然林以外にも様々な脆弱な自然環境が存在するので、ふくらみを持たせて表現してはどうか。制度と「まとまりの場」の関連性が解りやすくなる説明資料としなければならない。	
	琵琶湖だけでなく、例えば滋賀県には3倍の面積の森林、里地、農地が存在し、朽木のトチ群落など、これらにも意識して着目すべき。	
	ヨシ帯には、水質浄化機能だけでなくエコトーンとしての自然環境上の役割もある。	
	4つ目の「斜面林、…」には、主務省令のとおり「都市において現に存する…」の頭書きは必要。	
	滋賀県独自部分については、国の規定プラスアルファで書いていけばよいのではないか。広く拡大するのではなく、事業者負担にも考慮すべき。	
評価項目	歴史的な環境についても、配慮書手続で評価項目とすることが必要。	歴史的な環境（文化財や伝承文化）については、配慮書手続においても従来の環境影響評価同様、評価されるべき環境要素項目に位置づけます。（資料3-2、第5、3(5)参照）
その他 全体的なこと	事業者には過度な負担とならないよう、ポイントとなるのはわかりやすい資料づくりを。	県の手続きマニュアルの改定などで解りやすく制度を示すよう努めていくほか、配慮手続きに関して新たに環境省より示された技術ガイドの紹介もしていきます。
	制度の円滑な運用面では、重要な自然環境のデータベースの整備も重要。	県のふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づく希少野生動植物種の生息・生育地保護区の情報や国の特定植物群落などの自然環境保全基礎調査の情報が整備・公開されています。さらに、国においてはアセス基礎情報の構築作業を進めており、これらデータベースの存在と活用についても事業者の説明していきます。